



FAS住まい新聞

発行責任者
㈱福地建装
北斗市中野通 324
Tel 0138-73-5558
fax 0138-73-8460

消費税増税まで残り1ヵ月

今年も3月となり、消費税の8%増税まで残り1ヵ月となりました。住宅は購入金額も高額になる為、消費税3%増が住宅取得者にとって大きな負担となってきます。

そこで国が減税措置及び給付金制度として新たに導入する制度で「すまい給付金」という制度があります。

減税措置とした「住宅ローン減税」は元々あった制度ですが、「すまい給付金」は今年4月より新たに実施される制度となっております。

消費税増税後に住宅購入または建築を検討されている方は是非、活用すべき制度です。

すまい給付金とは？

「すまい給付金」とは、消費税率の引上げによる住宅取得者の負担を緩和するために導入される制度です。

住宅ローン減税で負担軽減の効果を十分に受けられない人のために、住宅ローン減税と合わせて、消費税増税に対する負担を軽減させるために実施されるものです。

この制度は以前にもありました住宅エコポイントと似ていて、各地域に設けられる申請窓口へ住宅取得者が決められた書類を用意し、申請手続きを行う事で定められた給付金を現金で受け取る事が出来るものとなっております。

給付される金額は最大30万円～10万円までとなっており、これから住宅を建てて、「すまい給付金」の制度を活用しようとお考えの方は、「すまい給付金」の専用ホームページにて、実際に給付される金額のシュミレーションを行う事が出来ます。

インターネット環境のある方は、「すまい給付金」と検索頂く事でトップに専用ホームページが表示されますので、一度、シュミレーションしてみる事をおすすめ致します。専用ホームページ URL : <http://sumai-kyufu.jp/>

すまい給付金の要件

実際に「すまい給付金」の制度を利用する為にはどのような条件を満たす必要があるのでしょうか。

「すまい給付金」の要件【新築住宅の場合】
定義：工事完了から1年以内で、居住実績のない住宅
住宅取得資金

・「住宅ローン利用者」と「現金取得者」に分けられます。

対象者

・「住宅ローン利用者」に制限はありませんが、「現金取得者」は「50歳以上」という制限があります。

対象住宅

・消費税率引上げが適用されており、床面積が50㎡以上
・施工中に第三者の検査を受け、一定の品質が確認されている住宅
・現金取得者はある一定の基準を満たす必要があります。

上記、一定の基準とはフラット35S（Bプラン）活用時の基準となります。

上記に記載している内容が「すまい給付金」の要件（新築住宅のみ）の一部となっております。

ここで気になるのが、対象住宅に記載している「施工中に第三者の検査を受け、一定の品質が確認されている住宅」です。

この条件を満たすためには、平成21年10月1日から施行されている「住宅瑕疵担保責任保険」を活用することで、簡単に条件を満たす事が出来ます。

尚、地域密着型の工務店の多くは、この住宅瑕疵担保責任保険を利用しておりますので、安心して最寄りの地場工務店へ依頼できると思います。

また、上記に記載した内容は「すまい給付金」の中でもほんの一部となっており、新築住宅に限らず中古住宅を購入される方についても、「すまい給付金」の対象となる場合があります。

消費税増税後は住宅取得者の負担が大きくなりますので、このような国の制度をうまく活用した住宅取得の準備を行って下さい。

(著 富田 武美)

孝太の知恵袋

押入れの布団を湿気から守る方法

いつも悩まされている押入れの湿気対策として古新聞が思わぬ効果を発揮するのは知っているかな？

押入れの隙間に丸めた新聞紙を差し込んでおけば、湿気取りに変わるよ！
ただし使い捨てだから、こまめに様子を見て交換してね！